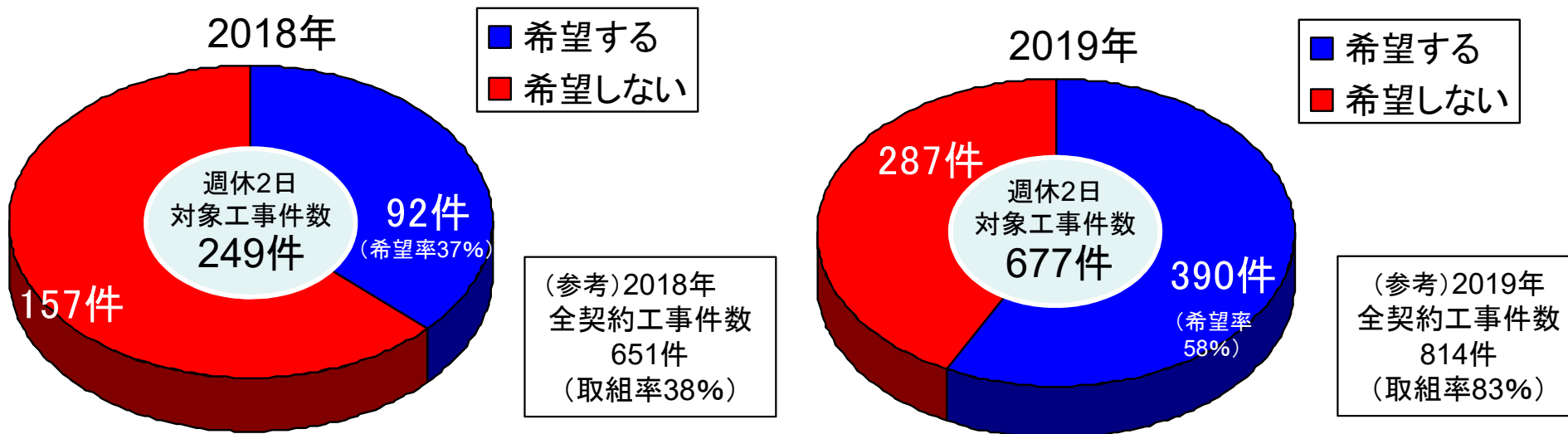


# 建設現場における週休2日 取り組み状況(2018年,2019年)

- 2018年週休2日対象工事は249件。うち取り組み希望は92件。
- 2019年週休2日対象工事は677件。うち取り組み希望は390件。
- R1年度からは、工程調整部会の開催頻度について、1回/2~3ヶ月を目安に受発注者どちらかでも書面の申し出により開催することができる受注者希望方式「工程調整標準型」を実施
- また、発注者指定方式で発注する工事で入札公告時に「条件明示チェックリスト」「工事工程表」の開示を施

## ■週休2日モデル工事の取り組み状況(契約件数ベース)



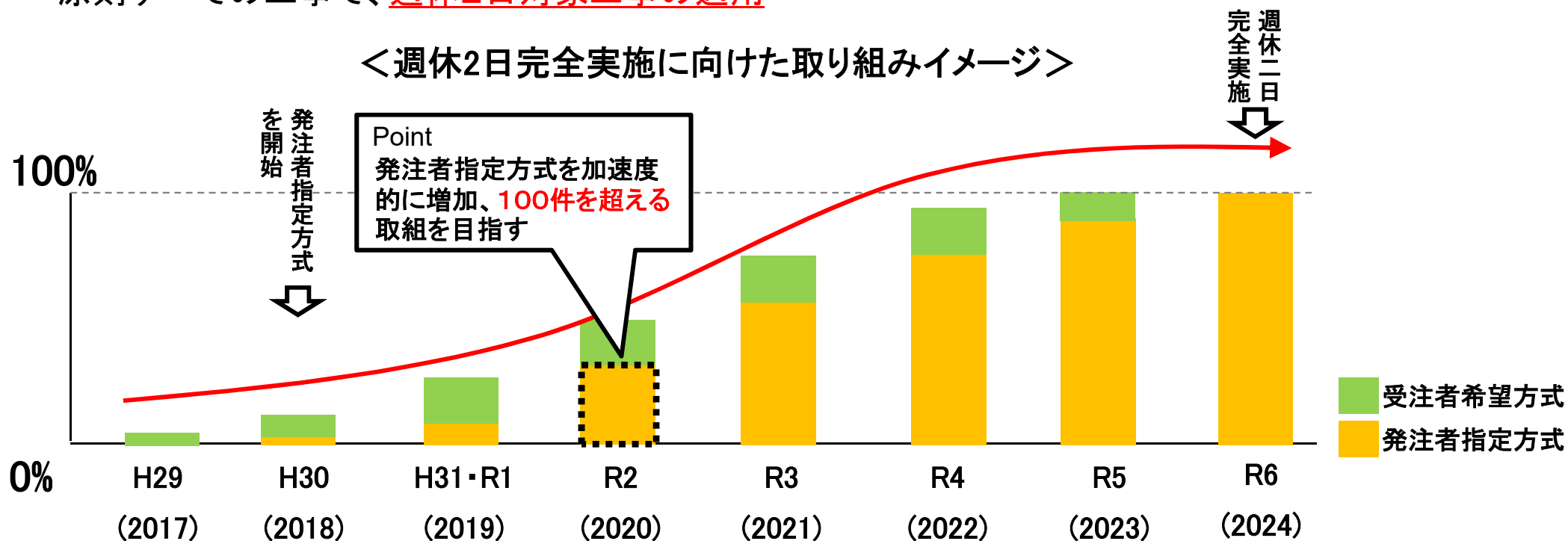
	契約件数(希望件数)			
	2018年		2019年	
	対象件数	うち希望件数	対象件数	うち希望件数
受注者希望方式	243	86	648	361
発注者指定方式	6	6	29	29
合計	249	92	677	390
取組率	38%		83%	
希望率	37%		58%	

# 建設現場における週休2日の取り組み(令和2年度の予定)

- 週休2日対象工事の適用を原則すべての工事に適用し、働き方改革を推進
- 労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費の各経費について、4週8休の補正を必要経費として当初から計上し、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休の補正に満たないものは補正分を減額変更する【新規】
- 受注者希望方式「工程調整標準型」を継続し、工程調整部会の開催頻度について、これまで1回/月以上でを、1回/2~3ヶ月を目安に受発注者どちらからでも書面の申し出により開催することができる【継続】
- すべての工事で工事工程表・条件明示チェックリストを入札公告時に開示【拡大】

## ■ 週休2日対象工事の拡大の方向性

原則すべての工事で、週休2日対象工事の適用

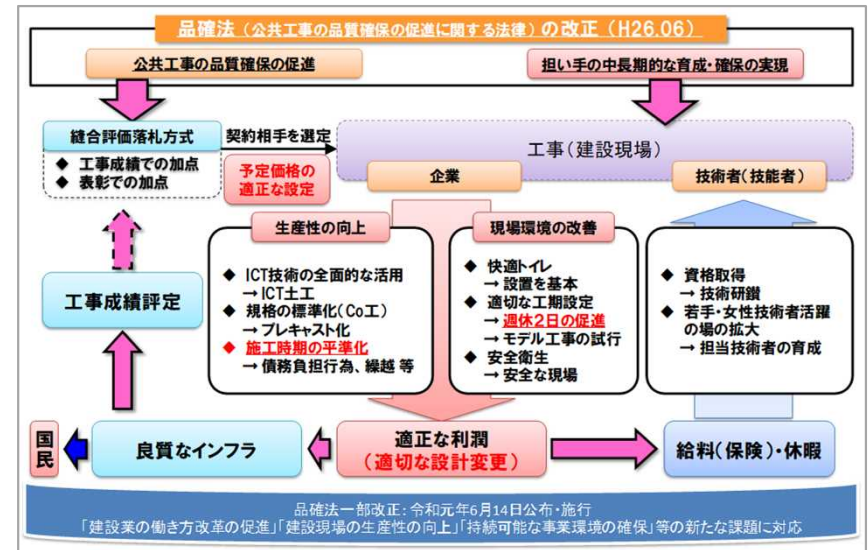


# 建設業における週休2日への取り組み

◆ 令和元年6月14日に品確法が一部改正、施行  
(発注者等の責務)  
第七条 六 **公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保**されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、**適正な工期等を設定**すること。

- ◆ 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- ◆ 建設業は、改正労働基準法の施行から5年後(令和6年度)に罰則付きの時間外労働規制の適用
- ◆ 法定労働時間は、原則1日8時間・1週間40時間(4週8休相当)

## 品確法に基づく建設生産システム



## 北陸ブロック発注者協議会

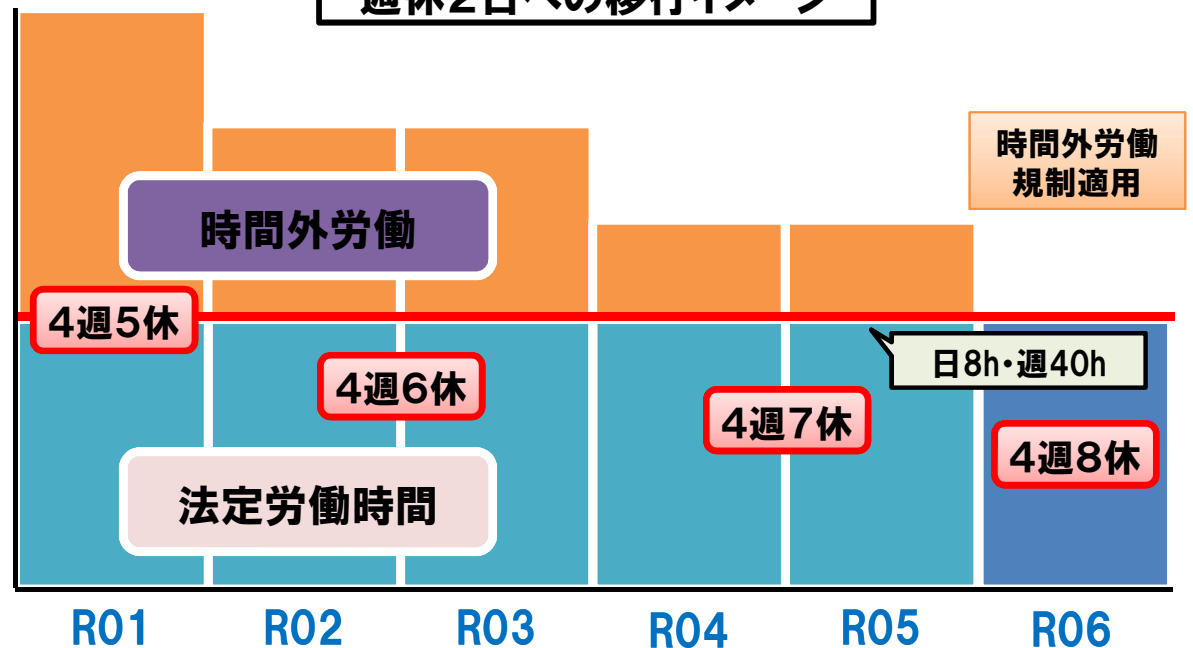
罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間(5年)を待たず、長時間労働是正、週休2日の確保を図ることが必要。

建設業の働き方改革に向けた取り組み姿勢を示すため、また中長期的な担い手の確保のため発注機関が連携し、「**統一的な現場閉所**」を設定

### ◇統一的な現場閉所

- 第1弾(R01.05:GW10連休)
- 第2弾(R01.09~11:4回の3連休)
- 第3弾(R02年度:毎月2回の閉所)

## 週休2日への移行イメージ



### ■ 週休2日の定義

- ・対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう
- ・工事着手日から現場完了日までの期間で、28.5%(8日/28日)以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ・例えば、週休2日、4週8休に限らず、工事期間中に現場閉所を連続して実施し、28.5%以上を確保してもよい。
- ・また、週休2日の取得に取り組む企業を拡大するため、4週6休以上の現場閉所について、状況に応じた補正係数を設定し、建設現場の週休2日の実現に取り組んでいる。



現場の閉所状況	現場閉所率	備考
4週8休以上	28.5%以上	8日/28日
4週7休以上4週8休未満	25.0%以上28.5%未満	7日/28日
4週6休以上4週7休未満	21.4%以上25.0%未満	6日/28日